

# 消費税率の引上げに伴い消費税額等（消費税及び地方消費税）の納付額が大幅にアップします。

## — 計画的な納税資金の準備を —

### 【納税資金の準備に係る留意点】

○平成 26 年 4 月 1 日から消費税額等の税率が 5%⇒8%に引き上げられました。これにより、引上げ後の課税期間の消費税額等が増加します。

○例えば、平成 27 年 3 月末決算では、売上や仕入が前年と同水準の場合には、前年に比べて申告納付すべき消費税額等は **1.6 倍**になります。

・中間申告分は前年とほぼ同じ水準になりますが、確定申告分の消費税額等は**前年と比べて大きく増加**します。

・確定申告分の消費税額等（納付期限は平成 27 年 5 月末）は、中間申告 1 回の場合には前年の**約 2.2 倍**、中間申告 3 回の場合には前年の**約 3.4 倍**になります。

○このような消費税額等の増加に対応するため、今年の消費税額等の申告に係る納税資金の準備には、**特に注意**が必要です！！

### 【3 月決算の場合の消費税額等の概算計算】

○中間申告 1 回の場合（課税売上 1 億円、課税仕入 8 千万円で試算）

	平成 26 年 3 月期 (税率 5%)		平成 27 年 3 月期 (税率 8%)	
課税売上に係る 消費税額等①	500 万円		800 万円	
課税仕入に係る 消費税額等②	400 万円		640 万円	
消費税額等 ①-②	100 万円		160 万円	
納付すべき 税額の内訳	中間分	確定分	中間分	確定分
	50 万円	50 万円	51 万円	109 万円

1.6 倍

約 2.2 倍

○中間申告 3 回の場合（課税売上 10 億円、課税仕入 8 億円で試算）

	平成 26 年 3 月期 (税率 5%)				平成 27 年 3 月期 (税率 8%)			
課税売上に係る 消費税額等①	5,000 万円				8,000 万円			
課税仕入に係る 消費税額等②	4,000 万円				6,400 万円			
消費税額等 ①-②	1,000 万円				1,600 万円			
納付すべき 税額の内訳	中間分①	中間分②	中間分③	確定分	中間分①	中間分②	中間分③	確定分
	250 万円	250 万円	250 万円	250 万円	254 万円	254 万円	254 万円	838 万円

1.6 倍

約 3.4 倍

【上記の計算例（中間申告 1 回）で確定分の納付税額 50 万円から 109 万円（約 2.2 倍）に大きく増加する理由】

- ・平成 27 年 3 月期の中間分の納付税額（51 万円）は、法令上、直前の課税期間である平成 26 年 3 月期の消費税額等（100 万円、消費税率 5%）を基礎として計算されます。
- ・このため、平成 27 年 3 月期の中間分の納付税額には、平成 26 年 4 月以降の税率引上げによる増加分は反映されていません。
- ・したがって、税率引上げによる増加分は確定分（消費税額等の総額（160 万円）－中間分（51 万円）＝109 万円）に反映されることになります。

【前年の申告と比べて、どの程度確定分の消費税額等が増加するのか】

- ・課税売上及び課税仕入の水準、中間申告の回数、決算月により、増加割合は異なります。（増加割合の概算については次ページ参照）
- ・前年からの消費税額等の増加割合は、平成 27 年 3 月期が最大で、平成 27 年 4 月期から平成 28 年 2 月期まで増加割合は逡減することになります。
- ・詳しくは、税務署（法人課税第 1 部門）にお尋ねください。なお、納付に関するご相談は税務署（徴収部門）までお願いします。

○中間申告の回数が1回の場合（前期の消費税48万円超～400万円以下）はこちら↓

前期分の申告				当期分の申告				前期からの増加割合		
決算期	中間分 (A)	確定分 (B)	総額 (C)	決算期	中間分 (D)	確定分 (E)	総額 (F)	中間分 (D/A)	確定分 (E/B)	総額 (F/C)
平成26年1月期	50	50	100	平成27年1月期	50	100	150	1.0	2.0	1.5
平成26年2月期				平成27年2月期	50	105	155	1.0	2.1	1.6
平成26年3月期				平成27年3月期	51	109	160	1.0	2.2	1.6
平成26年4月期				平成27年4月期	50	102	152	1.0	2.0	1.5
平成26年5月期				平成27年5月期	50	95	145	1.0	1.9	1.5
平成26年6月期				平成27年6月期	50	89	139	1.0	1.8	1.4
平成26年7月期				平成27年7月期	50	83	133	1.0	1.7	1.3
平成26年8月期				平成27年8月期	50	78	128	1.0	1.6	1.3
平成26年9月期				平成27年9月期	50	73	123	1.0	1.5	1.2
平成26年10月期				平成27年10月期	50	69	119	1.0	1.4	1.2
平成26年11月期				平成27年11月期	50	64	114	1.0	1.3	1.1
平成26年12月期				平成27年12月期	50	60	110	1.0	1.2	1.1

○中間申告の回数が3回の場合（前期の消費税 400 万円超～4800 万円以下）はこちら↓

前期分の申告						当期分の申告						前期からの増加割合				
決算期	中間分 (A)				確定分 (B)	総額 (C)	決算期	中間分 (D)				確定分 (E)	総額 (F)	中間分 (D/A)	確定分 (E/B)	総額 (F/C)
	1 回	2 回	3 回	計				1 回	2 回	3 回	計					
平成 26 年 1 月期	250	250	250	750	250	1,000	平成 27 年 1 月期	250	250	250	750	750	1,500	1.0	3.0	1.5
平成 26 年 2 月期							平成 27 年 2 月期	250	250	250	750	800	1,550	1.0	3.2	1.6
平成 26 年 3 月期							平成 27 年 3 月期	254	254	254	762	838	1,600	1.0	3.4	1.6
平成 26 年 4 月期							平成 27 年 4 月期	254	254	254	762	762	1,524	1.0	3.0	1.5
平成 26 年 5 月期							平成 27 年 5 月期	253	253	253	759	696	1,455	1.0	2.8	1.5
平成 26 年 6 月期							平成 27 年 6 月期	253	253	253	759	632	1,391	1.0	2.5	1.4
平成 26 年 7 月期							平成 27 年 7 月期	253	253	253	759	574	1,333	1.0	2.3	1.3
平成 26 年 8 月期							平成 27 年 8 月期	252	252	252	756	524	1,280	1.0	2.1	1.3
平成 26 年 9 月期							平成 27 年 9 月期	252	252	252	756	475	1,231	1.0	1.9	1.2
平成 26 年 10 月期							平成 27 年 10 月期	252	252	252	756	429	1,185	1.0	1.7	1.2
平成 26 年 11 月期							平成 27 年 11 月期	251	251	251	753	390	1,143	1.0	1.6	1.1
平成 26 年 12 月期							平成 27 年 12 月期	251	251	251	753	350	1,103	1.0	1.4	1.1

(注) 上記の表は、納付税額の増加割合をみるために作成した表であり、前期分の申告額（総額(C)）を 100（又は 1,000）として当期分の申告額を比較したものです。  
従いまして、当期分の申告と前期分の申告の課税売上、課税仕入は同額だったとして試算しています。